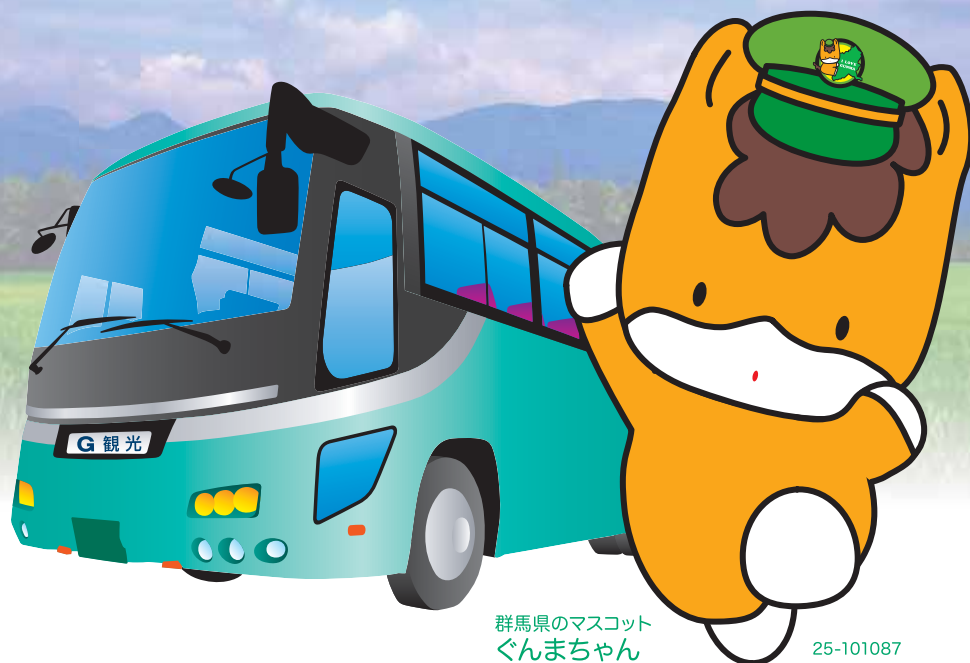


貸切バスご利用の手引

SIGHTSEEING BUS HANDBOOK



群馬県のマスコット
ぐんまちゃん

25-101087

一般社団法人 群馬県バス協会

発刊にあたって

(一般社団法人)群馬県バス協会の貸切バスご利用の手引きの発刊にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

平素から皆様方には、当協会会員の貸切バス事業者に対し、格別のご理解とご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国土交通省では貸切バス事業者の経営・労働環境改善と安全の徹底を図るため、「バス事業のあり方検討会」を発足させ、平成25年『貸切バスの安全・安心回復プラン』を策定すると共に、安全コストを運賃料金に反映させた新たな『貸切バス運賃・料金制度』を平成26年4月より実施することといたしました。

当協会会員事業者は、ご利用される皆様方に安全・安心で、そして快適に旅行ができるようコンプライアンスを徹底し、運転者の安全教育、車両点検など各種の安全対策に加え環境問題に積極的に取り組んでまいりました。今後とも、ゆき届いたサービスにより、心ゆくまでバス旅行を楽しんでいただけるよう会員事業者は一層努力していく所存です。

この冊子は貸切バスをご利用される皆様方にご理解とご協力いただければとの思いで作成したものですので、ご活用いただければ幸いです。

当協会会員事業者は、安全・安心をご提供できるよう最大限の努力をおこなってまいりますので、皆様方のさらなるご愛顧をお願い申し上げます。

平成26年8月吉日

一般社団法人 群馬県バス協会

会 長 小林 勝市



目 次

貸切バスは、安全・安心のプロ（会員事業者）に おまかせください	1
運賃は自由ではありません	2
安全・安心のためにバス会社からのお願い	4
バス会社は「安全・安心」そして「快適な旅」となるよう がんばっています	8
バス協会員は、安全輸送のため「貸切バス事業者 安全性評価認定の取得」につとめています	9
行政処分が厳しくなりました	10
シートベルト着用義務について	12
バス会社が遵守しなければならないこと	13
全ての貸切バス運送には「運送引受書」が必要になります	14
群馬県バス協会会員事業者一覧表	15



貸切バスは、安全・安心のプロ(会員事業者)におまかせください



貸切バスは、バス協会加盟事業者をご利用ください

バス協会では、会員事業者と連携してコンプライアンスを周知徹底し、交通事故・飲酒運転防止はもちろんですが、運輸安全マネジメントの徹底、接客サービスの向上に日々努めております。

貸切バスご利用の際は、安全・安心のプロであるバス協会加盟事業者をご利用くださいますようお願い申し上げます。

貸切バス会社を選ぶ際には、次のことを確認してください。

●自動車保険の確認

バス会社は、任意保険加入が義務付けられています。

●会社で常時選任された運転者の確認

日々雇い入れるアルバイト運転者は、法令で禁止されています。

●バスの点検・整備の状況の確認

バス会社は毎日の日常点検及び法定点検を実施しています。

●適正な運賃・料金の確認

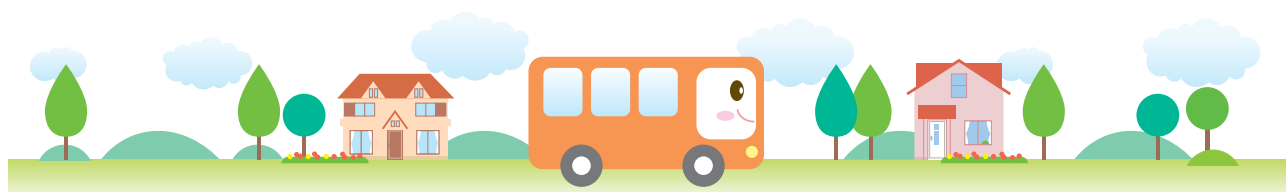
バス会社は、お客様の安全輸送を図り、適切な事業運営を行うために必要な運賃・料金の上限・下限額を定めて国土交通大臣に届け出ています。

●安全・安心の確保に関する取り組み

バス会社では運輸支局・警察・労働局等による講習会を受講し、事故防止の徹底を図り、安全・安心の確保に日頃よりつとめております。

●乗務員の健康管理

バス会社は、日々、アルコールチェッカーによるチェックと乗務員の体調・健康状態等を出発前の点呼により確認しております。



運賃は自由ではありません

(安全運行を確保するにはコストがかかります。ご理解とご協力をお願いします)



不当なダンピング要求では運行できません!!

〈届出運賃の範囲内での運賃を頂きます〉

バス会社は時間・距離に応じて、運賃の上限・下限を定めて運輸局に届け出ており、この範囲内で運賃を頂くことになっています。

下限運賃を下回することは、違法になります。

- *1. 道路運送法第30条第2項又は第9条の2第1項／事業の健全な発達を阻害する競争をしてはならない。(運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反)
- *2. 行政処分／上記違反の場合は、事業用自動車の使用停止になります。

実費負担

- ガイド料
- 有料道路利用料
- フェリー代金
- 駐車料金
- 乗務員宿泊料 など

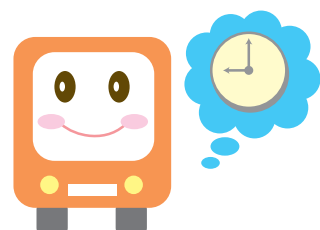
貸切バスの運賃・料金とは……

1. 運賃について

- 車両の大きさによって金額が異なります。
- 上限額と下限額を設定し、その上限と下限の間で運賃を決定し収受します。
- 時間制運賃とキロ制運賃の【2種類を合算した運賃】を収受します。
- 時間制運賃は【最低3時間を設定】し、『出庫前及び帰庫後の点呼点検時間』として、【走行時間に2時間加えて】計算します。
- キロ制運賃は【出庫から帰庫までの走行距離】で計算します。

2. 料金について

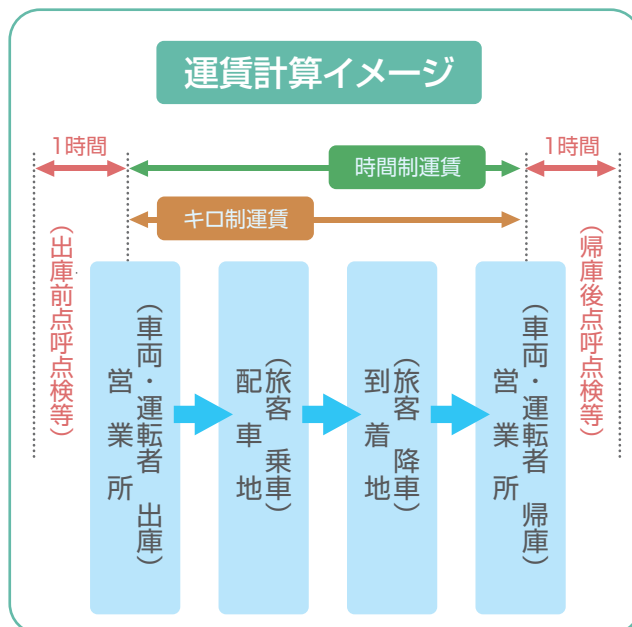
- 料金は必ず発生するわけではありません。料金を支払う基準に合致した場合に収受します。
- 交代運転者配置料金は、長距離・長時間・夜間運行等で安全を確保するために交代運転者を用意した場合に発生します。
- 時間制料金とキロ制料金の【2種類を合算した料金】を収受します。
- 深夜早朝運行料金は、22:00～5:00の間に運行した場合、時間制運賃と交代運転者配置料金(時間制料金)の2割を上限として加算されます。
- 特殊車両割増運賃は、特殊な装備をした車両にて運行した場合、運賃の5割以内を上限として加算されます。



一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の額の範囲

平成26年3月26日 国土交通省関東運輸局長公示

			上 限 額	下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	80
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,680	5,310
		中型車	6,480	4,490
		小型車	5,560	3,850
料 金	交替運転者 配置料金	キロ制料金(1km当たり)	40	30
		時間制料金(1h当たり)	3,080	2,130
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置 料金(時間制料金)の2割以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	



貸切バス運賃・料金計算(例)

ケース1

条件：日帰り 大型車 1人乗務(ワンマン)
行程：前橋～横浜～前橋

8:00 8:30 18:55 19:25
出庫～前橋駅発～横浜～前橋駅着～車庫着

走行時間 11時間25分
時間制運賃算出時間 13時間 = 11時間 + 2時間(出庫・帰庫後の点呼点検時間)
走行距離 395km
キロ制運賃算出距離 400km = 10km未満は10kmに切り上げ

①運賃額 時間当たり運賃×算出時間+キロ当たり運賃×算出距離→@6,500円×13時間+@150円×400km = 144,500円
運賃・料金額(税込)① 144,500円×1.08 = 156,060円

ケース2

条件：2泊3日 大型車 2人乗務(ツーマン)
行程：前橋～名古屋～大阪～前橋

5:00 5:30 18:00
1日目：出庫～前橋駅発～名古屋市内～大阪ホテル着
2日目：自由行動(乗務員フリー)
9:00 21:00 21:30
3日目：ホテル発～前橋駅着～車庫着

実質走行時間 1日目 13時間 2日目 0時間 3日目 12時間30分
時間制運賃・料金算出時間 1日目 15時間+2日目 0時間+3日目 15時間 = 30時間
実質走行距離 1日目 600km 2日目 0km 3日目 650km = 1,250km
キロ制運賃・料金算出距離

①運賃額 時間当たり運賃×算出時間+キロ当たり運賃×算出距離→@6,500円×30時間+@150円×1,250km = 382,500円
②交替運転手 時間当たり料金×算出時間+キロ当たり料金×算出距離→@2,500円×30時間+@40円×1,250km = 125,000円
運賃・料金額(税込)①+② (382,500+125,000)×1.08 = 548,100円

- *1 走行時間⇒出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。また、出庫・帰庫後の点呼点検時間として、合計2時間を加える。
- *2 走行距離⇒出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。
- *3 距離の端数⇒10Km未満は10Kmに切り上げ。
- *4 時間の端数⇒30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ。
- *5 収受すべき運賃・料金⇒計算された額×消費税で1円単位に4捨5入。

安全・安心のためにバス会社からのお願い



安全・安心のために…その①

出発地と終了地だけの提示では、バス代金のお見積もりはできません。

お申し込みの際には、ご利用日、配車時間、乗車人数、最遠地、バスの種類（大型・中型・小型等）、バスガイドの有無などできるだけ詳しいお見積条件のご提示をお願いします。

「旅行行程表」は余裕をもって。

目的時間への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は事故を発生させるおそれがあります。旅行行程は余裕をもって作成することをお願いします。

ご発注は営業区域内で。

バス会社を選ぶ際には、出発地または到着地のいずれかに営業区域を有するバス会社をお願いします。

※(1)道路運送法第20条 発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

白ナンバーのバスの貸切行為の禁止。

自家用バス(白ナンバー)で有料でお客様を送迎する行為や観光地案内等を無料で運行する行為は法律で禁止されております。

また、レンタカーのバスを運転者付で借りることも違反です。

※(1)道路運送法第4条第1項 旅客運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

※(2)罰則 道路運送法第96条 許可なしに事業を営んだ者。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科。

バスは出発時刻の15分前を目安に配車時間を設定してください。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の観点から、原則出発時刻の15分前までの配車とさせていただきます。また配車後は、できるだけすみやかに出発できるようにご協力ください。

大型車両進入禁止区域への進入や、駐停車禁止区域での乗降など道路交通法に違反する行為はできませんので、予め確認をお願いします。

乗降場所は他の交通や運行の妨げにならない場所をご指定いただき、配車場所につきましては、正確さを求めるため詳細地図のご提供をお願いします。

通行許可証はお客様で取得してください。

特別な許可を必要とする道路の通行許可、駐車場許可、入場許可などはお客様で許可を取り、許可証をご持参ください。

旅行行程に伴う諸費用はお客様でご用意頂き、お支払いください。

例えば、有料道路料金、駐車料金、乗務員の宿泊料金など付帯料金は、現地にてお客様でお支払いください。
バス会社は輸送機関です。通行料等で特別に契約があるとき以外、立替はできません。

1日の旅行行程の内容に伴い、交替運転者の配置を行います。

運行形態が往復夜行や日帰り夜行(往路、復路のいずれかが夜行)など拘束時間が法令で定められた時間を超える場合は、交替運転者を配置しますので、別途「交替運転者配置料金」が発生します。

DVD・ビデオの持ち込み上映はできません。

業務用以外のDVD・ビデオのバス車内での上映は著作権の侵害となります。

違約料について

ご利用日の2週間前から対象となります。

- 配車日の14日前から8日前まで………所定の運賃及び料金の20%に相当する額
- 配車日の7日前から24時間前まで………所定の運賃及び料金の30%に相当する額
- 配車日の24時間前以降………所定の運賃及び料金の50%に相当する額

台数口でのご予約で、全車両数に対し2割以上の車両の取り消しについても、取り消した車両数に対し上記の違約料を申し受けます。

(違約料は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。)

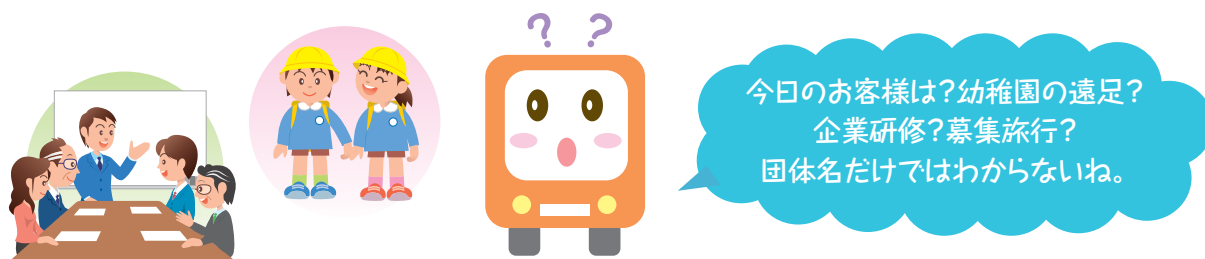
お客様の満足向上のために

最終行程表はお早めください。

ご利用日間際ですと、ご満足頂けるサービスの提供ができない場合がございます。快適サービスの提供のためにもできるだけお早めにご提示ください。

ご利用頂くお客様の目的、ニーズを事前に教えてください。

お客様のご希望に合わせて、旅のコーディネートをさせていただきます。



安全・安心のために…その②

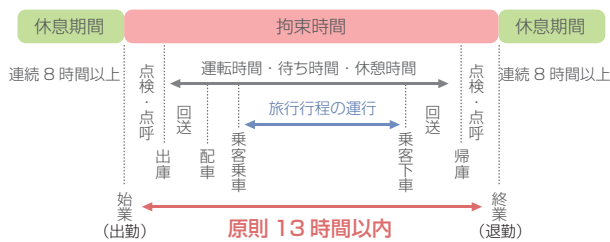
労働基準法による「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

この告示は、自動車運転者の労働条件の改善を図ることを目的に、厚生労働大臣が定めているもので、自動車運送事業者が守らなければならないものです。

お客様・旅行者様におかれましては、これらの改善基準を十分ご理解いただき、ご旅行プランを計画くださいますよう、よろしくお願いいたします。

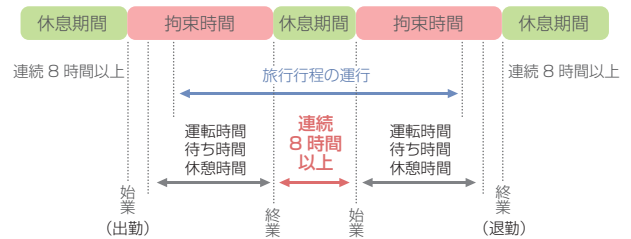
1日の拘束時間は原則13時間以内です。

- ・拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの労働時間をいいます。(点検、点呼、運転時間、待ち時間、休憩時間等の合計時間)
- ・原則13時間以内です。(最大16時間以内)



連続8時間以上の休息期間を設けなければなりません。

- ・休息期間とは、運転者にとって全く自由な時間を行い、拘束時間と拘束時間の間に連続8時間以上の休息期間を設けなければなりません。



連続して4時間を超える運転はできません。

- ・運転時間は、2日を平均して1日あたり9時間を超えてはなりません。
 - ・運転開始後4時間の範囲内又は、4時間経過直後に30分以上の休憩を確保しなければなりません。
- ただし、運転開始後4時間以内に運転を中断する場合の休憩は、少なくとも1回につき10分以上としたうえで分割することができます。

- 運転4時間 休憩30分
- 運転2時間 休憩10分 運転1時間 休憩10分 運転1時間 休憩10分
- 運転2時間40分 休憩20分 運転1時間20分 休憩10分
- ✗ 運転4時間10分 休憩30分
- ✗ 運転2時間40分 休憩20分 運転1時間40分 休憩10分
- ✗ 運転2時間 休憩5分 運転1時間 休憩5分 運転1時間 休憩20分



定められた1日の最大拘束時間を超える業務や十分な休息期間が取れない状態は、安全運行上問題です。



しっかり休憩を取って安全運行で行ってまいります!

安全・安心のために…その③

交替運転者の配置基準(概要)

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要としておりましたが、今後は、これらに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

これまで

「交替運転者の配置基準」

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

※上記基準は、今後も引き続き適用されます。

今後はこれらに加えて

※一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務の乗務距離の上限(670km)は廃止

貸切バスの交替運転者の配置基準(平成25年8月1日より適用)

		1日		
		昼間 ^{2.(1)}	夜間 ^{2.(1)}	
ワンマン運行の上限	運転時間 ^{4.}	原則一運行 9時間まで* 週2回まで一運行10時まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	一運行 9時間まで*	原則1日 9時間まで* 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、 週2回まで1日10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)
	実車距離 ^{3.}	原則一運行 500kmまで (以下の条件を満たした場合) 昼間は600kmまで ○条件 ・運行中に1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) ^{3.(2)②} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)}	原則一運行 400kmまで (以下の条件を満たした場合) 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休憩を確保しており、一運行の乗務時間が10時間以内又は運行途中に連続1時間以上の休憩を確保 ^{3.(3)②又は3.(3)③} ・運行指示書上、実車2時間ごと*に20分以上の休憩を確保 ^{5.(4)①} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運転管理 ^{7.(2)}	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の業務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休憩を挟んでいても1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで (以下の条件を満たした場合) 当該合計は週2回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}
	連続乗務回数 ^{6.}	—	連続4夜まで (実車距離400km超は連続2夜まで)	—
	連続運転時間 ^{5.}	高速道路の実車運行区間で 概ね2時間まで*	実車運行区間で 概ね2時間まで*	—
	休憩時間 ^{5.}	運転時間4時間毎に合計30分以上 ^{3.(2)②} ^{5.(5)} (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可))	実車運転概ね2時間毎*に 連続15分以上 (実車距離400km超は実車運転概ね2時間毎*に連続20分以上)	—

バス会社は「安全・安心」 そして「快適な旅」となるようがんばっています



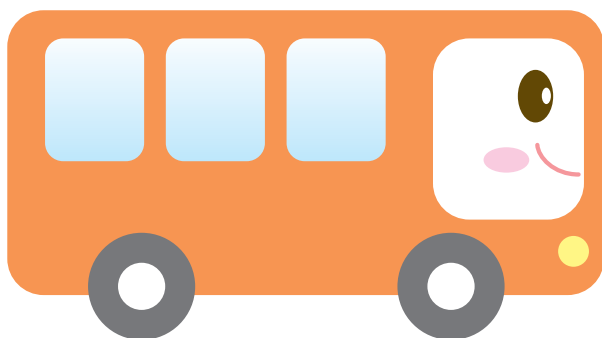
■乗務員教育

バス会社は「バス運転者に対して行う指導及び監督の指針」(国土交通省告示)に基づき、年間計画を定めて乗務員に対して運転技術や旅客の安全教育を定期的に行っています。



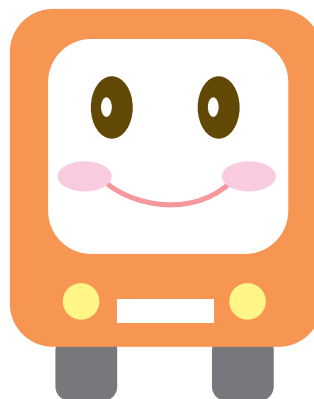
■バスの点検

バス会社は、日常点検と合わせ定期点検(3ヶ月毎)を確実に、必ず実施しています(道路車両運送法)



■乗務員への点呼

乗務前・乗務後の運転者に対して対面による体調管理(過労状況・アルコール検知等)の確認等徹底した点呼を実施しています。



バス協会員は、安全輸送のため「貸切バス事業者 安全性評価認定の取得」につとめています



【SAFETY BUSのシンボルマーク】

貸切バス事業者安全性評価認定制度の目的

貸切バスは、観光バスとしてのサービスのほか、団体輸送、イベント輸送等、様々なニーズに対応する輸送サービスとして国民に広く利用されており、良質なサービスの提供が今後とも期待されています。

しかし、利用者や旅行者にとっては、利用しようとする個々の貸切バス事業者が安全性の確保のための取組を適切に行っているか否かを判断することは難しいことから、安全性が十分に考慮されないまま利用する事業者が選択される場合があります。

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行い、これを公表するもので、平成23年度から運用を開始しました。

これにより、利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。

貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマーク

貸切バスを利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。

「SAFETY BUS」(セーフティバス)は、安全に対して弛まぬ努力をし続けているバスを意味します。

群馬県バス協会員は、貸切事業者すべてがこの安全性評価認定を取得できるよう努力して行きます。

行政処分が厳しくなりました



営業区域外旅客運送違反

【道路運送法第20条】

20日×違反件数～40日×違反件数の車両の使用停止処分

自動車運転者の労働時間の改善のための

基準(国交大臣告示等)違反

【運輸規則第21条第1項】

未遵守の件数や初違反、再違反などの程度により、
警告から40日の車両の使用停止処分

最高速度違反

【運輸規則第38条第1項】

オーバー速度や初違反、再違反などの程度により、
警告から40日の車両の使用停止処分

事業者は旅客の出発地
または到着地のいずれかが
営業区域内でなければ
運送できません。

違反した場合は、100万円以下
の罰金が課せられるほか
行政処分の対象となります。
なお、添乗員は旅客に
該当しません。

法令違反に対しては、
点数制が導入されています。
80点以上は事業許可の
取消処分です。

違反点数制

車両の使用停止処分日数10日に付き、1点の違反点数が付されます。違反点数は3年間有効で違反点数により、「バス等の使用停止処分」、「事業の停止処分(50点以上)」、「事業許可の取消処分(80点以上)」などの行政処分が下されます。

指導強化

運賃料金事前届出違反

運賃料金事前届出違反に対する罰則が厳正化されます。上限及び下限を超えた運賃で販売したバス事業者は

初違反⇒20日車の車両使用停止(現行は警告)

再違反⇒40日車の車両使用停止(現行は10日車)

旅行業者に対する措置

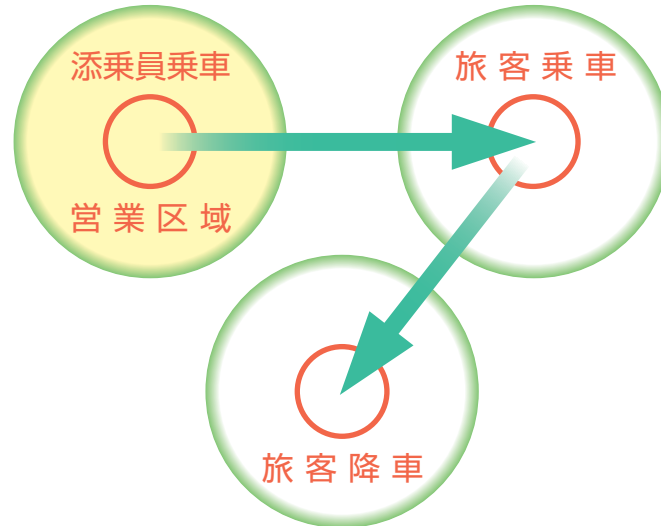
運賃料金の届出違反について、旅行業者が当該違反に関与していると疑われる場合、観光庁に通報し、旅行業者等に対する立入検査等旅行業法に基づく対応を求められます。

自治体等に対する措置

自治体等が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃に基づく落札を行い、届出運賃違反で行政処分を受けた場合、当該自治体の長に対し当該事業者の違反事実を通報すると共に地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める技術的助言がなされます。

営業区域外運送となる事例

1. 添乗員のみが営業区域内から乗車した場合



添乗員が営業区域内から乗車するものの、実際の旅客は営業区域外で乗車及び降車した場合、営業区域外運送となり、道路運送法第20条の禁止行為に当たる。

2. 運送契約上、営業区域内から□.までの運送を依頼された場合



運送契約上は、営業区域内から□.までの運送であったとしても、実際の旅客が乗車した区間が、イ.から□.の場合は、営業区域外運送となり、道路運送法第20条の禁止行為に当たる。

凡
例



営業区域



営業区域外

※営業区域は、原則、都道府県単位

ただし、他県に営業所がある場合や、他県と隣接している市町村に営業所がある場合については、この限りではありません。

(それぞれの事業者にご確認ください。)

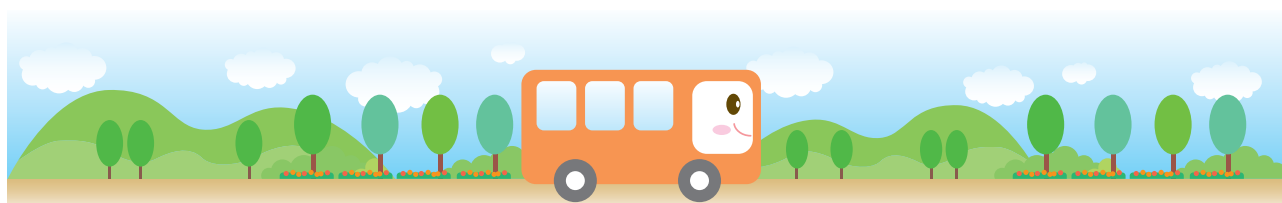
シートベルト着用義務について

「バス会社の責務」

- 旅客に対して出発時や高速道路進入時等の機会をとらえ、適宜「車内アナウンス」によりシートベルト着用を促します。運行前の点検時には、旅客がスムーズに着用できるよう、シートベルト装備状況の点検を行います。
- 車内の旅客から見易い位置(例えば、団体名札差しの裏面等)にステッカーを貼付する等して、シートベルト着用を促します。
- ガイド(団体の幹事等も含む)等が、車内業務を行うために通路等に立ち、また移動するために席を離れることは可能ですが、その場合でも可能な限りシートベルト着用状態を確保できるようご協力ください。

「やむを得ない理由等により適用の対象外とされる例」

- ① 道路運送車両法の保安基準で、シートベルト装備義務が課せられていない席及び健康状態等の理由によりシートベルトの着用ができない者等。
 - 折り畳み式の補助席やガイド席、非常口付近の座席に着席する者。
 - 2人掛け座席を用いて、12歳未満の児童等を3人掛けで輸送する等によりシートベルトを着用できない者。
 - 6歳未満の幼児。
 - 負傷、疾病、妊娠等の療養・健康保持等の理由や著しい肥満等によりシートベルトの着用ができない者。
 - ② その他(必要に迫られ席を離れる者)
 - 洗面所(トイレ)等の車内利便装置を利用するため、席を離れる者。
 - カラオケや飲食の準備、旅行物品の配布等により席を離れる者。
- ※ 旅客の理解を求め可能な限り所要時間の短縮を図る等して、シートベルト着用状態を確保できるよう努めてください。



バス会社が遵守しなければならないこと

バス会社が健全経営や安全確保のために守ること

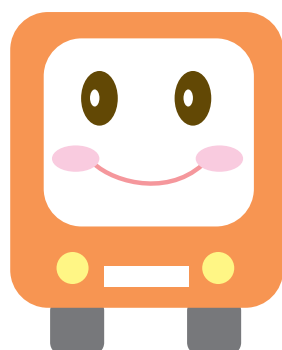
貸切バスは、公共性の高い事業ですから、道路運送法や道路交通法を遵守することは当然のことながら、過労運転にならないように労働基準法、特に自動車運転者の労働時間等の改善基準に接触しないように、安全運行に努めています。

事業の健全経営のために

- 許可及び認可を受けた事業計画に基づく事業運営
- 有資格の運転者の常時選任と確保
- 運送約款による利用者との適正な契約
- 適正に車検整備した「緑ナンバー」車両の使用
- 営業区域外運送、名義貸し。乗合行為の禁止

安全の確保と環境への配慮のために

- 運行前と運行後の点呼、車両点検の確実な実施
- 飲酒運転、過労運転の防止
(「自動車運転者のための労働時間等の改善のための基準」遵守)
- 制限速度の厳守
- 日常点検、定期点検による車両の適正管理
- アイドリングストップなどのエコドライブの推進
- 運行管理者、整備管理者、運転者の選任と教育
- 運輸安全マネジメントの確実な実施



全ての貸切バス運送には「運送引受書」が必要になります



貸切バス事業者は、運送を引き受けた場合には旅客自動車運送事業運輸規則により当該運送の申込者に対して「運送引受書」を交付する義務があります。

「運送引受書」の交付については、輸送の安全確保、その前提となる法令遵守、取引内容の明確化等を目的としておりすべての貸切バス運送について作成・交付・保存が義務付けられています。

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

		申込日：平成 年 月 日	
申込者	氏名・名称	(担当者名)	
	住所		
	氏名・名称	旅客の団体の名称： (担当者名)	
契約責任者	住所		
	氏名・名称	(担当者名)	
	住所		
運送を引受ける者	氏名・名称		
	住所		
	事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	
任意保険・共済		対人 万円 対物 200 万円 無制限	
申込乗車人員	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両	中型車 両
配車日時	月 日 ()	配車場所	地図：有・無
旅行の日程			
	月 日	発地	発車時刻
		主な経由地	到着時刻
		着地	宿泊場所
		待機時間	乗務員の休憩
			地点 時間
①	/		
②	/		
③	/		
④	/		
うち、旅客が乗車しない区間：		() 営業所車庫	
交替運転者	有・無	交替の地点 ()	【運行開始日時】 月 日 ()
車掌 (ガイド)	有・無	交替の地点 ()	【運行終了日時】 月 日 ()
運賃及び料金の支払方法	☐ 銀行振込 ☐ 現金 ☐ その他 () 支払期日：平成 年 月 日		
適用を受けようとする割引	☐ 学校団体割引 ☐ 障害者施設団体割引 ☐ その他 () 割引) ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。		
特約事項	【走行距離】 総 km 実車 km 【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分 運賃 円 料金 円 (料金の種類：) 消費税 円 実費 (税込) 円 (実費の詳細：) 合計請求金額 円		

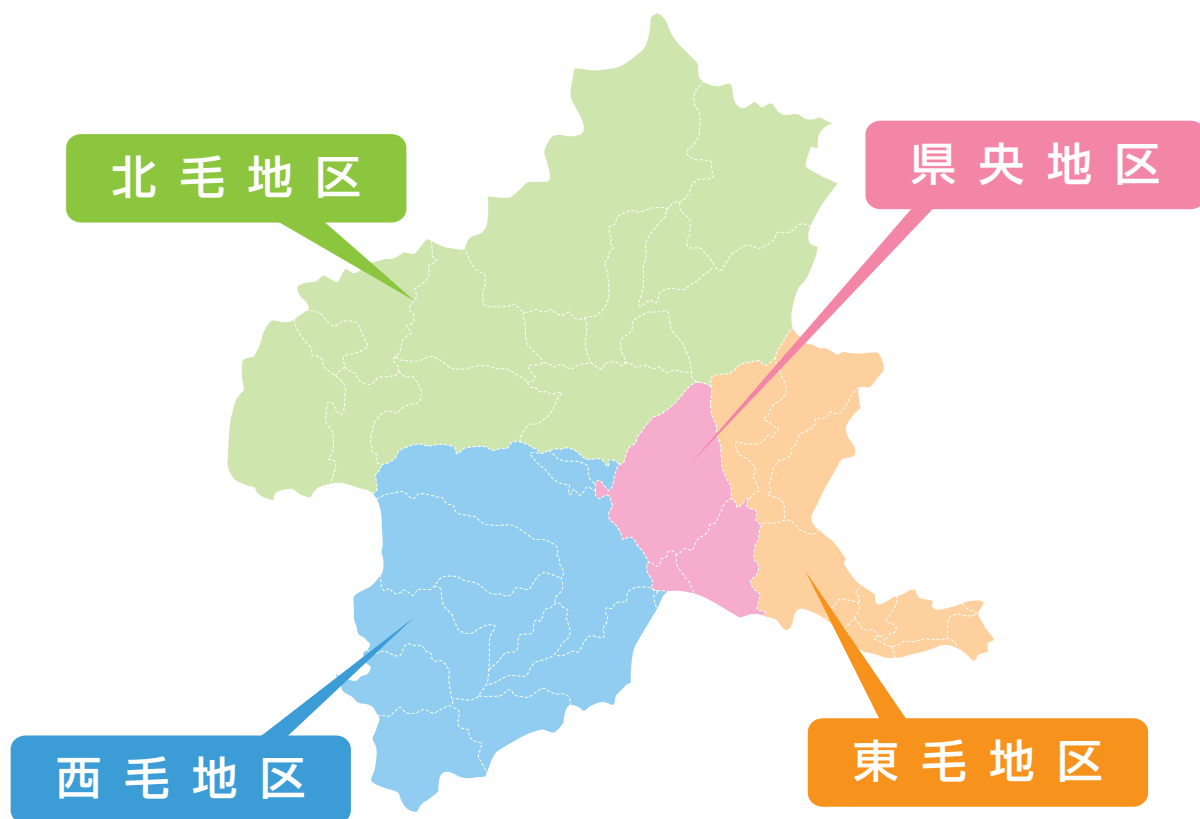
上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

群馬県バス協会 会員事業者一覧表

地区	貸切 事業者	事業者名	〒	住 所	TEL	FAX
北毛地区	○	関越交通(株)	377-0002	渋川市中村字中島608-1	0279-22-2020	0279-20-1902
	○	ジェイアール関東(株) 長野原支店	377-1304	吾妻郡長野原町大字長野原44番地1	0279-82-2028	0279-82-2431
	○	群北観光バス(株)	377-1612	吾妻郡嬭恋村大字大前775番地13	0279-96-1234	0279-96-1223
	○	片品観光タクシー(有)	378-0415	利根郡片品村大字鎌田3952番地9	0278-58-2041	0278-58-4755
	○	(株)老神観光バス	378-0322	沼田市利根町老神578番地	0278-56-3221	0278-56-3233
	○	ローランド観光バス(株)	377-0007	渋川市石原201番地5	0279-24-7171	0279-23-7377
	○	利根西部運送(株)	378-0031	沼田市薄根町3161番地5	0278-23-5941	0278-23-5983
	○	ローズクィーン交通(株)	377-0802	吾妻郡東吾妻町大字川戸1281番地	0279-76-4031	0279-68-4858
	○	尾瀬観光タクシー(有)	378-0414	利根郡片品村大字東小川2910番地1	0278-58-3152	0278-58-4143
	○	尾瀬紀行(株)	378-0301	沼田市利根町平川1108	0278-25-8022	0278-56-2343
	○	(有)湯本自動車サービス	377-0412	吾妻郡中之条町大字市城107-3	0279-75-1010	0279-75-1023
	○	高山運輸倉庫(株)	377-0702	吾妻郡高山村大字中山5602	0279-63-2336	0279-63-2749
	○	群馬グリーン交通(株)	377-1614	吾妻郡嬭恋村大字田代1018番地66	0279-98-0165	0279-98-0525
	○	(株)ナクアホテル&リゾート マネジメント ナクア水上	379-1721	利根郡みなかみ町藤原6152-1	0278-75-2222	0278-75-2312
	○	浅白観光自動車(株)	377-1304	吾妻郡長野原町大字長野原30番地8	0279-82-2289	0279-82-3532
	○	日輪企画(株)	377-0204	渋川市白井607-9	0279-22-1805	0279-26-7862
	○	(有)エースフロント(リコバス)	379-1203	利根郡昭和村糸井6652-4	0278-21-2575	0278-21-2576
県央地区	○	群馬中央バス(株)	379-2121	前橋市小屋原町384-1	027-280-8600	027-280-8608
	○	日本中央バス(株)	371-0815	前橋市下佐鳥町455番地	027-287-4422	027-287-4110
	○	国際十王交通(株) 伊勢崎営業所	372-0057	伊勢崎市末広町173番地2	0270-23-5244	0270-23-5508
	○	群馬コープ観光(株)	370-3522	高崎市菅谷町20番地170	027-373-7890	027-373-7886
	○	広栄交通バス(株) 群馬営業所	379-2212	伊勢崎市堀下町535-6	0270-30-7333	0270-63-1541
	○	東観光バス(株)	370-0102	伊勢崎市境上刈名1186番地	0270-76-5100	0270-76-5102
	○	(有)赤城タクシー	371-0232	前橋市茂木町38番地	027-283-2305	027-283-2301
	○	(株)ビーエムバス	372-0812	伊勢崎市田中町1016番地2	0270-20-7272	0270-20-7100
	○	平井交通(有)	379-2233	伊勢崎市平井町1085番地	0270-20-2227	0270-62-6727
	○	(株)あおば交通	371-0847	前橋市大友町1丁目5番4号	027-256-8470	027-256-8480
西毛地区		上信電鉄(株)	370-0848	高崎市鶴見町51番地	027-325-2410	027-323-5179
	○	(株)群馬バス	370-0073	高崎市緑町3丁目2番3号	027-364-1111	027-364-2228
	○	美山観光バス(株)	370-0803	高崎市大橋町178番地	027-384-4050	027-384-3496
	○	(株)上信観光バス	370-0064	高崎市芝塚町2033番地1	027-325-5921	027-325-0515
	○	多野観光(株)	370-1301	高崎市新町1265番地6	0274-42-1416	0274-42-0434
	○	日本中央交通(株)	370-0015	高崎市島野町字花王寺1332	027-353-8800	027-353-8822
	○	(株)ボルテックスアーク	379-0129	安中市下磯部987番地1	027-381-1919	027-381-1914
	○	グリーン観光(株)	370-2412	富岡市妙義町下高田315番地1	0274-73-3333	0274-73-3452

地区	貸切 事業者	事業者名	〒	住 所	TEL	FAX
西毛地区	○	(株)ミヤザワ観光バス	370-2316	富岡市富岡323番地18	0274-62-2411	0274-62-2419
	○	(株)富澤商事(ルート観光バス)	370-0086	高崎市沖町473番地1	027-343-9980	027-343-0820
	○	なかい観光バス(株)	370-2334	富岡市上高瀬1280番地4	0274-82-5725	0274-82-6206
	○	ときわ観光バス(株)	370-0861	高崎市八千代町1丁目15-2	027-323-5264	027-323-0840
		(有)雨沢ハイヤー	370-2806	甘楽郡南牧村大字大日向1085番地4	0274-87-2323	0274-87-2325
		安中タクシー(株)	379-0116	安中市安中3丁目12番13号	027-381-0470	027-381-3370
		上信ハイヤー(株)	370-0046	高崎市江木町118番地2	027-322-7854	027-323-5178
	○	(株)神澤	370-2104	高崎市吉井町馬庭2248-1	027-388-2641	027-388-2642
	○	(株)群馬赤城高原交通	370-3533	高崎市保渡田町2023-1	027-388-8650	027-388-8651
東毛地区	○	(株)矢島タクシー	373-0026	太田市東本町30番地18号	0276-60-1212	0276-60-3355
	○	永井運輸(株)(上州観光バス)	376-0013	桐生市広沢町3-3984-1	0277-54-0054	0277-54-5767
	○	赤城観光自動車(株)	376-0101	みどり市大間々町大間々616番地	0277-72-2717	0277-73-2304
	○	館林観光バス(株)	374-0023	館林市大手町7番10号	0276-72-3388	0276-72-2646
	○	つゝじ観光バス(株)	374-0024	館林市本町3丁目4番20号	0276-74-6555	0276-72-3654
	○	群馬福祉交通(株)(GF交通)	370-0303	太田市新田小金井町1921-1	0276-57-5718	0276-57-5712
	○	(有)北関東観光	370-0615	邑楽郡邑楽町大字篠塚790番地	0276-88-2036	0276-88-1222
	○	(株)センヨシトレディング(スリーエス観光)	379-2204	伊勢崎市西久保町2-222-1	0270-63-8477	0270-63-8478
	○	(有)ティーケーバス	370-0105	伊勢崎市境伊与久3245-1	0270-75-3985	0270-27-6700
		桐生朝日自動車(株)	376-0011	桐生市相生町2丁目712番地	0277-54-2420	0277-55-1175
	○	(株)エイチエム交通	370-0341	太田市新田金井町128番地1	0276-57-0556	0276-57-4203
	○	(株)スター交通	370-0517	邑楽郡大泉町西小泉5-14-6	0276-20-1075	0276-20-1076





GUNMA BUS ASSOCIATION

一般社団法人 群馬県バス協会

〒379-2166 前橋市野中町588番地
TEL:027-261-2072 FAX:027-261-5537